

公共工事の完成状況  
に係る監査の結果報告書

平成 25 年 9 月  
広島県監査委員

## 目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の趣旨	1
3	監査の対象機関	1
4	監査の対象工事	1
5	監査の実施期間	1
6	監査の実施	2
7	監査執行者	3
第 2	監査の結果	4
1	農林水産局の所管工事	4
(1)	西部農林水産事務所・西部総務事務所	4
(2)	西部農林水産事務所呉農林事業所・西部総務事務所呉支所	8
(3)	東部農林水産事務所・東部総務事務所	22
(4)	東部農林水産事務所尾道農林事業所・東部総務事務所	24
(5)	北部農林水産事務所・北部総務事務所	28
2	土木局の所管工事	33
(1)	営繕課・都市計画課	33
(2)	西部建設事務所	35
(3)	西部建設事務所東広島支所・西部総務事務所東広島支所	38
(4)	東部建設事務所・東部総務事務所	40
(5)	北部建設事務所・北部総務事務所	42
第 3	指摘事項及び監査委員意見	44
1	指摘事項	44
(1)	契約等に係るもの	44
(2)	監督に係るもの	46
(3)	検査に係るもの	48
(4)	その他	50
2	監査委員意見	51
(1)	適正な契約手続の徹底について	51
(2)	適正な工事監督の徹底について	53
(3)	厳格な工事検査と内部統制の徹底について	55
(4)	不適正事案等を教訓として今後に生かす風土づくりについて	60

# 公共工事の完成状況に係る監査の結果

平成 25 年 9 月

広島県監査委員	佐々木 弘 司
同	宮 政 利
同	高 橋 義 則
同	佐 藤 均

## 第 1 監査の概要

### 1 監査のテーマ

公共工事の完成状況について

### 2 監査の趣旨

平成 24 年 10 月、農林水産局所管の工事請負契約（22 年度発注）において、工事の一部が未施工であるにもかかわらず、完成検査を合格とし、工事代金を支払っていることが判明した。その後の調査で、この事案のほかに、完成検査日に一部未施工となっていた事案が 2 件あったと公表されている。

このため、監査委員においても、県が平成 24 年度に実施した工事等を抽出の上、次の視点により調査し、工事の適正な執行の確保及び不適正事案の再発防止に資することを目的として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき監査を実施した。

#### 【監査の視点】

- (1) 工事が工期限内に完成しているか。
- (2) 完成検査が適正に行われているか。
- (3) 工事の契約や繰越など執行手続上の問題点はないか。

### 3 監査の対象機関

#### (1) 本庁機関

総務局，農林水産局及び土木局

#### (2) 地方機関

各総務事務所，各農林水産事務所，各建設事務所及び広島港湾振興事務所

### 4 監査の対象工事

- ・ 営繕課（土木局），農林水産事務所，建設事務所及び広島港湾振興事務所が執行した工事で工期末が平成 25 年 3 月である工事等
- ・ 平成 22 年度に農林水産局が発注した工事のうち，完成検査日に一部未施工があったとされているもの

### 5 監査の実施時期

平成 25 年 4 月～ 8 月

## 6 監査の実施

### (1) 実地調査 (平成 25 年 4 月)

#### ア 調査対象工事の抽出

監査の対象工事の中から、実地調査の対象工事として、次の工事を抽出した。

- (ア) 平成 24 年度末の完成工事のうち、工事成績点が低い工事又は 3 月中旬以降に完成検査を実施している工事
- (イ) 平成 24 年度に農林水産局が不適正事案として公表した工事 (22 年度発注)
- (ウ) 平成 24 年度に発注したが未施工のまま契約を解除した工事
- (エ) 平成 24 年度に年度内に完成することで発注し、25 年度に繰越している工事

#### イ 実施方法

工事が工期限内に完了していることを確認するため、平成 25 年 4 月 8 日から 22 日までの間に、県の農林水産局及び土木局が執行した 26 工事について、16 機関を対象に抜き打ち的に実地調査を行った。

このうち、平成 24 年度に完成した 18 工事 (撤去工事を除く。) については、工事の現場で完成状況を確認した。

実地調査の対象とした県の機関及び工事は次表のとおりである。

#### 【農林水産局の所管工事】

県の機関	調査対象工事	工事場所
○西部農林水産事務所 ○西部総務事務所	1 県営ため池等整備事業 (農業用河川工作物 応急対策事業) 石仏地区 石仏頭首工改修工事 (平成 23~24 年度)	安芸高田市
	2 平成 24 年度 治山激甚災害対策特別緊急事業 溪間工事 No.16	広島市
○西部農林水産事務所 呉農林事業所 ○西部総務事務所 呉支所	3 林地荒廃防止事業 山腹工事 No.9 (平成 24 年度)	呉市
	4 復旧治山事業 溪間工事 No.1 (平成 24 年度)	〃
	5 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 道路 9 期工事 (平成 24 年度)	江田島市
	6 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 道路 11 期工事 (平成 24 年度)	〃
○東部農林水産事務所 ○東部総務事務所	7 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 管路 10 期工事 (平成 22 年度)	〃
	8 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 管路 9 期工事 (平成 22 年度)	〃
	9 県営中山間地域総合整備事業 神石高原地区 野上線 舗装工事 (平成 22 年度)	神石高原町
○東部農林水産事務所 尾道農林事業所 ○東部総務事務所	10 地すべり防止事業 山腹工事 No.13 (平成 24 年度)	三原市
	11 県営経営体育成基盤整備事業 泉北地区 橋梁及び用水路工事 (平成 24 年度)	〃
	12 県営経営体育成基盤整備事業 泉北地区 舗装工事 (平成 24~25 年度)	〃
	13 県営経営体育成基盤整備事業 泉北地区 用水路工事 (平成 24~25 年度)	〃

○北部農林水産事務所 ○北部総務事務所	14 県営ため池等整備事業 高丸地区 堤体工事 (平成 23～24 年度)	庄原市
	15 道整備交付金 林道河内高野線 (高野工区) 開設工事 No.7 (平成 24 年度)	〃
	16 県営基幹農道整備事業 高茂金田 3 期地区 口和工区 道路 2 期工事 (平成 24～25 年度)	〃

【土木局の所管工事】

県の機関	調査対象工事	工事場所
○営繕課 ○都市計画課	17 広島県立大竹高等学校校舎 (4・5号棟) 耐震改修工事 (平成 24 年度)	大竹市
	18 瀬戸内海国立公園 宮島弥山展望休憩所他 解体工事 (平成 24 年度)	廿日市市
○西部建設事務所	19 一級河川 太田川水系 湯坂川 河川改良工事 (平成 24 年度)	広島市
	20 一般県道 勝田吉田線 道路災害防除工事 (橋梁補修) (平成 24 年度)	安芸高田市
○西部建設事務所 東広島支所 ○西部総務事務所 東広島支所	21 都市計画道路 吉行飯田線 街路改良工事 (平成 24 年度)	東広島市
	22 (主) 志和インター線 道路改良工事 (平成 24 年度)	〃
○東部建設事務所 ○東部総務事務所	23 福山港 港湾修築工事 (一文字地区 24-1 工区) (平成 24 年度)	福山市
	24 有地川外 河川維持修繕工事 (平成 24 年度)	〃
○北部建設事務所 ○北部総務事務所	25 一級河川 江の川水系 国兼川 広域河川改修 工事 (2 工区) (平成 24 年度)	三次市
	26 一級河川 江の川水系 馬洗川 他 1 河川 河川 維持修繕工事 (河道浚渫) (平成 24 年度)	〃

(2) 関係機関へのヒアリング (平成 25 年 6～8 月)

工事の契約、監督、検査、繰越などについて、会計管理部、総務局、農林水産局及び土木局に対してヒアリングを行った。

対象機関は次のとおりである。

部局名	課名
会計管理部	審査指導課, 総務事務課
総務局	財政課
農林水産局	農林水産総務課, 農林整備管理課, 農業基盤課
土木局	土木総務課, 建設産業課, 技術企画課

7 監査執行者

平成 25 年 4 月 1 日から 7 月 1 日までの監査執行者は、次の 4 人である。

犬童英徳, 門田峻徳, 高橋義則, 佐藤均

## 第2 監査の結果

### 1 農林水産局の所管工事

#### (1) 西部農林水産事務所・西部総務事務所

#### ア 県営ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業）石仏地区

#### 石仏頭首工改修工事（平成23～24年度）

##### (ア) 工事の概要

この工事は、河川に設置してある既存の堰（せき）を取り壊し、洪水時には転倒する鋼製起伏堰（ゴム袋体支持式）に改修する工事である。

工事名	県営ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業） 石仏地区 石仏頭首工改修工事
工事場所	安芸高田市甲田町下小原
工事概要	鋼製起伏堰（ゴム袋体支持式）1門（W=25.0m, H=1.7m） 鋼製スライドゲート1門（W=2.0m, H=2.0m） 管理棟設置工1式 既設ゲート取壊し工1式 仮設工1式

##### (イ) 契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H23.10.6)	—	89,775,000円	—	H23.10.7 ～H25.3.14
第1回変更 (H23.12.21)	年割額	—	—	—
第2回変更 (H25.2.12)	金額	91,001,400円	1,226,400円	—

##### (ウ) 工事の完成・検査・引渡し等

区分	年月日	備考
完成通知書 收受日	H25.2.28	受注者は県に工期末の14日前（2月28日） までに工事の完成を通知している。
完成検査 実施日	H25.3.13	県は完成通知を受けた日から起算して14日以内 （3月13日まで）に検査を実施している。 ○合否判定：合格 ○工事成績評定：86点 ※100点満点で評定（以下同じ。）
引渡書收受日	H25.3.13	
請求書收受日	H25.3.13	
支払日	H25.3.29	

## (工) 問題点

### 部分払について

工事請負代金の部分払の額については、建設工事執行規則において、原則として、工事の出来形部分に相応する額の 10 分の 9 以内の額とされているが、2 以上の会計年度にわたる工事に係る部分払金の請求、算定方法等については、別に知事が定めるところによるものとされている。

本件「県営ため池等整備事業」は、契約期間が平成 23～24 年度の二つの会計年度にわたる工事で、その部分払は、平成 6 年 2 月 10 日農政部長通知「工事の請負契約期間が 2 年以上にわたる場合の年度末の部分払いの取り扱いについて」(P 6 参照)を根拠に、平成 24 年 3 月 30 日に工事出来形金額の 10 分の 10 の額が支払われていた。

また、10 分の 10 の部分払が行われた出来形検査については、上記の平成 6 年 2 月 10 日農政部長通知によれば、出来形の保留を行わないことから完成検査と同様の検査を実施すべきとの趣旨で、「技術指導検査担当参事」に相当する者が行うこととされているが、別の職員によって行われていた。

支出予算 年度区分	部分払 回数等	支払 年月日	出来形率 の実績	支払限度額 (円)	支払実績額 (円)
H23 年度現年	前金払	H23. 11. 18	—	14,000,000	14,000,000
〃	第 1 回	H24. 3. 30	48.0%	24,782,800	29,000,650
H24 年度現年	第 2 回	H24. 12. 20	71.2%	14,527,170	14,000,000
〃	完成払	H25. 3. 29	100.0%	34,000,750	34,000,750
(支払合計)					91,001,400

注 部分払の「支払限度額」の金額は、出来形部分に相応する額の 10 分の 9 の額である。

平成6年2月10日

各農林事務所長 殿

農 政 部 長  
( 農 村 整 備 課 )

工事の請負契約期間が2年以上にわたる場合の  
年度末の部分払いの取り扱いについて (通知)

工事の請負契約期間が2年以上にわたる場合における年度末の工事請負代金の部分払いについては、今後、次により取り扱うこととしたので誤りのないよう事務を進めて下さい。

(1) 対象工事

国の債務負担行為によらず県単独債務により、請負契約期間が2年以上にわたる工事

(土地改良事業補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け農地第3966号農林水産事務次官通達)による国庫補助金の交付決定が単年度であるもの)

(2) 取り扱い方針

ア 最終年度を除く年度末の工事請負代金の支払いは単年度完成と見なし出来形の保留は行わず、工事出来形金額の10分の10の支払いとする。

イ この場合、出来形の検査は広島県農林漁業土木工事検査要領第4条第2項の別表に掲げる検査員に相当する者が行うものとする。

ウ 工事請負契約書には次の特約事項を追加する。

(「部分払」の項に追加)

「最終年度を除く各年度末の部分払いは、当該年度の出来形金額が当該年度の支払い限度額の10分の10に相当する額に達した時に行なう。」



イ 平成 24 年度 治山激甚災害対策特別緊急事業 溪間工事 16

(ア) 工事の概要

この工事は、土石流などの土砂災害を未然に防ぐため、溪間（谷部）に床固工（小規模なえん堤）を設置する工事である。

工事名	平成 24 年度 治山激甚災害対策特別緊急事業 溪間工事 No.16
工事場所	広島市安佐北区白木町三田
工事概要	溪間工 1 個 No.1 床固工（コンクリート） L=52.0m, H=6.5m, V=731.2 m <sup>3</sup>

(イ) 契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H24. 8. 24)	—	30,565,500 円	—	H24. 8. 25 ~H25. 3. 14
第 1 回変更 (H25. 2. 26)	金額	31,696,350 円	1,130,850 円	—

(ウ) 工事の完成・検査・引渡し等

区分	年月日	備考
完成通知書 收受日	H25. 2. 28	受注者は県に工期末の 14 日前（2 月 28 日） までに工事の完成を通知している。
完成検査 実施日	H25. 3. 11	県は完成通知を受けた日から起算して 14 日以内（3 月 13 日まで）に検査を実施している。 ○合否判定：合格 ○工事成績評定：78 点
引渡書收受日	H25. 3. 13	
請求書收受日	H25. 3. 13	
支払日	H25. 3. 22	

(エ) 問題点

特記すべき事項はなかった。

(2) 西部農林水産事務所 農林事業所・西部総務事務所 支所

ア 林地荒廃防止事業 山腹工事 9 (平成 24 年度)

(ア) 工事の概要

この工事は、林地荒廃による土砂災害を未然に防止するため、山腹に土留や木柵などを設置する工事である。

工事名	林地荒廃防止事業 山腹工事 No.9
工事場所	呉市川尻町字小畑
工事概要	山腹工 A=0.49ha 法切工 V=62 m <sup>3</sup> 土留工 (コンクリート) 8 個 L=130.5m 水路工 L=207.0m 木柵工 L=371.4m 伏工 A=1,920.1 m <sup>2</sup> 植栽工 A=0.17ha

(イ) 契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H24.7.27)	—	25,906,650 円	—	H24.7.28 ~H25.3.14
第 1 回変更 (H25.2.14)	金額	26,745,600 円	838,950 円	—

(ウ) 工事の完成・検査・引渡し等

区分	年月日	備考
完成通知書 收受日	H25.2.28	受注者は県に工期末の 14 日前 (2 月 28 日) までに工事の完成を通知している。
完成検査 実施日	H25.3.11	県は完成通知を受けた日から起算して 14 日以内 (3 月 13 日まで) に検査を実施している。 ○合否判定：合格 ○工事成績評定：65 点
引渡書收受日	H25.3.11	
請求書收受日	H25.3.25	
支払日	H25.4.5	

(エ) 問題点

特記すべき事項はなかった。

イ 復旧治山事業 溪間工事 1 (平成 24 年度)

(ア) 工事の概要

この工事は、土石流などの土砂災害を未然に防ぐため、溪間（谷部）に谷止工（小規模なえん堤）を設置する工事である。

工事名	復旧治山事業 溪間工事 No. 1
工事場所	呉市広町字白石奥川
工事概要	No. 1 谷止工（コンクリート）1 個 L=38.5m, H=7.5m, V=421.2 m <sup>3</sup> （全体 V=1,167.5 m <sup>3</sup> ）

(イ) 契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H24. 8. 21)	—	28,091,700 円	—	H24. 8. 22 ~H25. 3. 14
第 1 回変更 (H25. 2. 14)	金額	28,583,100 円	491,400 円	—

(ウ) 工事の完成・検査・引渡し等

区分	年月日	備考
完成通知書 收受日	H25. 2. 28	受注者は県に工期末の 14 日前（2 月 28 日）までに工事の完成を通知している。
完成検査 実施日	H25. 3. 12	県は完成通知を受けた日から起算して 14 日以内（3 月 13 日まで）に検査を実施している。 ○合否判定：合格 ○工事成績評定：68 点
引渡書收受日	H25. 3. 12	
請求書收受日	H25. 3. 28	
支払日	H25. 4. 11	

(エ) 問題点

特記すべき事項はなかった。

ウ 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 道路9期工事（平成24年度）

（ア）工事の概要

この事業は、安定した農業用の水源を確保するための畑地かんがい事業と農道事業を合わせて行う総合的な基盤整備であり（以下「県営畑地帯総合整備事業」について同じ。）、当該工事は、既存の狭い農道を拡幅する工事である。

工事名	県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 道路9期工事
工事場所	江田島市沖美町畑
工事概要	道路工 延長 L=210m 積ブロック工 A=695 m <sup>2</sup>

（イ）契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H24.9.14)	—	40,944,750 円	—	H24.9.15 ～H25.2.14
第1回変更 (H25.1.31)	工期	—	—	H24.9.15 ～H25.3.14
第2回変更 (H25.2.28)	工期	—	—	H24.9.15 ～H25.3.29
第3回変更 (H25.3.8)	金額	31,758,300 円	△9,186,450 円	—

（ウ）工事の完成・検査・引渡し等

区分	年月日	備考
完成通知書 收受日	H25.3.26	受注者は県に工期末の7日前（3月22日）までに工事の完成を通知する必要があったが、県の收受した日は3月26日であった。（特記仕様書）
完成検査 実施日	H25.3.27	県は完成通知を受けた日から起算して7日以内に検査を実施している。 ○合否判定：合格 ○工事成績評定：68点
引渡書收受日	H25.3.27	
請求書收受日	H25.3.27	
支払日	H25.4.24	

（エ）問題点

a 工事の進行管理について

工事が計画どおりに進まなかったため、当初予定していた道路の舗装工事やガードレールの設置工事は実施しないこととし、契約額を減額して工事を打ち切っている。

**b 工事打切り後の安全確保について**

工事の打切りにより、道路の路肩に段差がある状態で供用されていた。  
段差のある箇所にはカラーコーンが設置されているものの、特に夜間など、通行に危険な状態となっていた。

この点について、通行人や通行車両は少なく、通るとしても地元の人であり、危険性は少ないとの説明があった。

**c 検査期間の短縮等について**

工事期間を1日でも多く確保するため、県の土木工事共通仕様書に定められた工事の完成通知期限及び検査期間を特記仕様書により、次のとおり変更していた。

- ・受注者による工事の完成通知期限について、工期の終期日の「14日前」を「7日前」に変更することにより、工事期間を延長

- ・県による検査期間について、「14日間」を「7日間」に短縮

また、これに関し、農林水産局から、こうした対応をする場合においても、工期末日は年度末ぎりぎりせず、年度末までに10日程度の余裕を確保するよう、各事務所に通知が出されていたが、これが守られていなかった。

**d 完成通知書の提出遅延について**

特記仕様書により、工事の完成通知書の提出期限を通常より7日間延ばし3月22日と変更したが、実際には、これにも間に合わず、県の監督職員は受注者から3月26日に完成通知書の提出を受けていた。

## エ 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 道路 11 期工事（平成 24 年度）

### （ア）工事の概要

この工事は、既存の狭い農道を拡幅する工事である。

工事名	県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 道路 11 期工事
工事場所	江田島市沖美町岡大王
工事概要	道路工 延長 L=61m 舗装工 L=250m 積ブロック工 A=191 m <sup>2</sup>

### （イ）契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H24. 11. 14)	—	14, 148, 750 円	—	H24. 11. 15 ～H25. 2. 28
第 1 回変更 (H25. 2. 13)	工期	—	—	H24. 11. 15 ～H25. 3. 29
第 2 回変更 (H25. 3. 1)	金額	15, 231, 300 円	1, 082, 550 円	—

### （ウ）工事の完成・検査・引渡し等

区分	年月日	備考
完成通知書 收受日	H25. 3. 22	受注者は県に工期末の 7 日前（3 月 22 日）までに工事の完成を通知している。（特記仕様書）
完成検査 実施日	H25. 3. 25	県は完成通知を受けた日から起算して 7 日以内（3 月 28 日まで）に検査を実施している。 ○合否判定：合格 ○工事成績評定：78 点
引渡書收受日	H25. 3. 25	
請求書收受日	H25. 3. 25	
支払日	H25. 4. 19	

### （エ）問題点

#### 検査期間の短縮等について

工事期間を 1 日でも多く確保するため、県の土木工事共通仕様書に定められた工事の完成通知期限及び検査期間を特記仕様書により、次のとおり変更していた。

- ・受注者による工事の完成通知期限について、工期の終期日の「14 日前」を「7 日前」に変更することにより、工事期間を延長
- ・県による検査期間について、「14 日間」を「7 日間」に短縮

また、これに関し、農林水産局から、こうした対応をする場合においても、工期末日は年度末ぎりぎりせず、年度末までに 10 日程度の余裕を確保するよう、各事務所に通知が出されていたが、これが守られていなかった。

オ 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 管路 10 期工事（平成 22 年度）

（ア）工事の概要

この工事は、配管工事であり、町道などの下を掘削して管路を配管し、埋戻工や舗装工などにより復旧する工事である。

工事名	県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 管路 10 期工事
工事場所	江田島市沖美町岡大王
工事概要	管路工 L=1,905m（φ50～φ100） 管種：ダクタイル鋳鉄管 硬質塩化ビニル管 ポリエチレン管

（イ）契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H22. 8. 31)	—	70,463,400 円	—	H22. 9. 1 ～H23. 2. 28
第 1 回変更 (H23. 1. 28)	金額 工期	74,610,900 円	4,147,500 円	H22. 9. 1 ～H23. 3. 30
第 2 回変更 (H23. 3. 1)	金額	71,387,400 円	△3,223,500 円	—

（ウ）工事の完成・検査・引渡し等

区分	年月日	備考
完成通知書 收受日	H23. 3. 16	受注者は県に工期末の 14 日前（3 月 16 日）までに工事の完成を通知している。
完成検査 実施日	H23. 3. 25	県は完成通知を受けた日から起算して 14 日以内（3 月 29 日まで）に検査を実施している。 ○合否判定：合格 ○工事成績評定：54 点
引渡書收受日	H23. 3. 25	
請求書收受日	H23. 4. 5	
支払日	H23. 4. 22	

（エ）農林水産局が公表した内容

a 「工事の一部未施工及び二重契約」の判明

平成 24 年 10 月 30 日、農林水産局は、「西部農林水産事務所（呉農林事業所）の平成 22 年度発注工事に未施工部分があり、このうちの一部を平成 24 年度の別工事に含めて発注していた」と公表した。

この工事は、当該未施工があった平成 22 年度発注の工事である。

農林水産局が公表した資料は次のとおりである。

※ 農林水産局による公表資料

県営事業における工事の一部未施工及び二重契約について

平成 24 年 10 月 30 日  
農 林 水 産 局

1 概 要

西部農林水産事務所（呉農林事業所）の平成 22 年度発注工事に未施工部分があり、このうちの一部を平成 24 年度の別工事に含めて発注していた。

○工事概要 （略）

○未施工部分の内容

仮舗装の施工に止まり、本舗装が施工されていない区間（508m）があった。

○今回発注した未施工部分の内容

上記未施工区間（508m）のうち 102m を平成 24 年度の別工事（10/1 契約）に含めて発注した。

2 経 緯

H22. 8. 31	管路 10 期工事の工事請負契約を締結した。
H23. 3. 25	管路 10 期工事の竣工検査 業者から書類の一部が未提出であったため、必要な施工量が確定できていないにもかかわらず竣工検査を実施し、現地検査、工事写真、中間検査結果などにより主たる工事（管路埋設）は完成していると判断し合格とした。
H23. 4. 下旬	業者から書類が追加提出され、必要な施工量を確定したところ、不足が判明したため、業者に追加施工するよう指示した。（以後、再三指示したが、未施工）
H24. 10. 1	上記未施工部分の一部（102m）を含めた別工事を別業者と請負契約した。（二重契約）
H24. 10. 12	会計実地検査にあたり、会計検査院から事前提出を求められた工事関係資料の中に管路 10 期工事に係るものが含まれていた。
H24. 10. 15 ～10. 17	契約内容の再チェック、現地調査により一部未施工を確認した。
H24. 10. 22	管路 10 期工事の請負業者から未施工部分を施工する旨の申出書が提出され、県が施工承諾書を交付した。
H24. 10. 25	平成 24 年度の別工事（10/1 契約）に上記未施工部分（508m）の一部（102m）を含めて契約していたことが判明した。

（以下略）



**b 農林水産局による調査結果及び改善策**

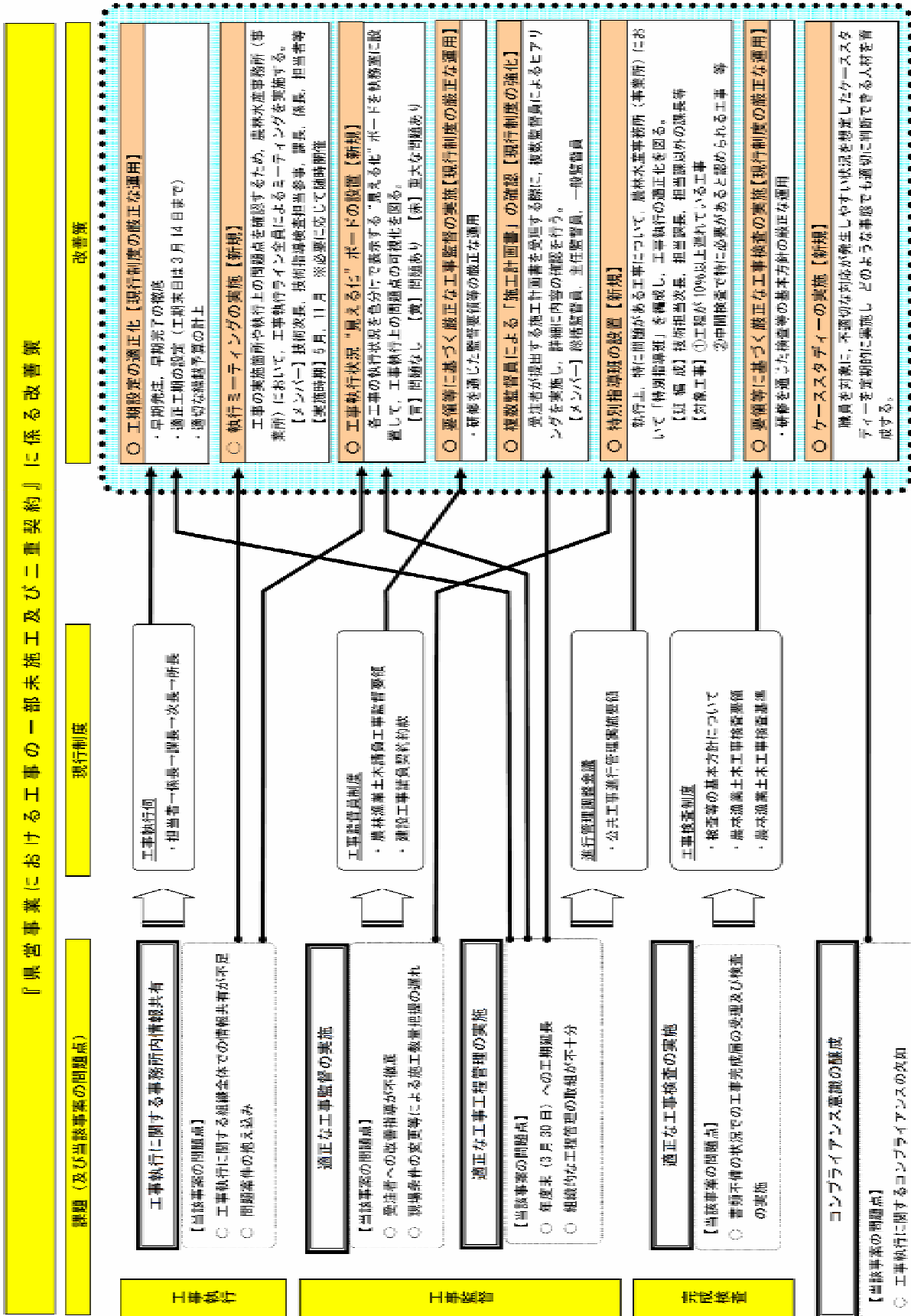
農林水産局では、上記の「工事の一部未施工及び二重契約」が判明したことを受け、事実関係の調査及び改善策の策定を行い、次のとおり、平成 25 年 1 月 18 日開催の県議会農林水産委員会において報告している。

この報告において、農林水産局が平成 22 年度以降に完成検査を行った全ての工事について聞き取り調査を行った結果、年度内には完了したが完成検査日に一部未施工であった事案が 2 件あったと公表している。

また、農林水産局が策定した改善策は全 8 項目からなり、同日付けで関係機関に通知され、適正な工事執行に向けた取組が進められている。

※ 平成 25 年 1 月 18 日県議会農林水産委員会資料

『県営事業における工事の一部未施工及び二重契約』に係る改善策について	
平成 25 年 1 月 18 日 農 林 水 産 局	
1 概要	農林水産局所管の県営畑地帯総合整備事業の平成 22 年度工事の一部が未施工となり、そのうちの一部を平成 24 年度工事を含めて契約していたことについて事実関係を調査し、次のとおり改善策を実施する。
2 これまでの経緯	(略)
3 工事全件調査	平成 22 年度以降に完成検査を行った全ての工事を対象に、執行状況について聞き取り調査を実施 ≪結果≫ 年度内に完了したが完成検査日に一部未施工であった事例が 2 件
4 事実確認と問題点の検証	(1) 関係者へのヒアリング等 (略) (2) 問題点の整理 (略) (3) 問題点の検証
段階	当該事案で起こった問題点
工事執行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事執行に関する組織全体での情報共有が不足していた。</li> <li>・課内あるいは係内で問題案件を抱え込んでしまった。</li> </ul>
工事監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者として受注者への改善指導が不徹底であった。</li> <li>・現場条件の変更等による施工数量把握が遅れた。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工期を年度末（3 月 30 日）に設定したため、適正な事務を行う時間的余裕がなかった。</li> <li>・課題把握が一部にとどまったため、責任の所在が不明確となり、組織的な対応が不十分となった。</li> </ul>
完成検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類不備の状況で工事完成届を受理し、完成検査を実施した。</li> </ul>
(全般)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事執行に関するコンプライアンスが欠けていた。</li> </ul>
5 改善策	裏面のとおり



※ 「県営事業における工事の一部未施行及び二重契約」に係る改善策（抜粋）

改善策

1 工期設定の適正化【現行制度の厳正な運用】

- ・早期発注，早期完了の徹底
- ・適正工期の設定（工期末日は3月14日まで）
- ・適切な繰越予算の計上

2 執行ミーティングの実施【新規】

工事の実施箇所や執行上の問題点を確認するため，農林水産事務所（事業所）において，工事執行ライン全員によるミーティングを実施する。

【メンバー】技術次長，技術指導検査担当参事，課長，係長，担当者等

【実施時期】5月，11月 ※必要に応じて随時開催

3 工事執行状況“見える化”ボードの設置【新規】

各工事の執行状況を色分けで表示する“見える化”ボードを執務室に設置して，工事執行上の問題点の可視化を図る。

【青】問題なし 【黄】問題あり 【赤】重大な問題あり

4 要領等に基づく厳正な工事監督の実施【現行制度の厳正な運用】

研修を通じた監督要領等の厳正な運用

5 複数監督員による「施工計画書」の確認【現行制度の強化】

受注者が提出する施工計画書を受理する際に，複数監督員によるヒアリングを実施し，詳細に内容の確認を行う。

【メンバー】総括監督員，主任監督員，一般監督員

6 特別指導班の設置【新規】

執行上，特に問題がある工事について，農林水産事務所（事業所）において「特別指導班」を編成し，工事執行の適正化を図る。

【班編成】技術担当次長，担当課長，担当課以外の課長等

【対象工事】①工程が10%以上遅れている工事

②中間検査で特に必要があると認められる工事 等

7 要領等に基づく厳正な工事検査の実施【現行制度の厳正な運用】

研修を通じた検査等の基本方針の厳正な運用

8 ケーススタディーの実施【新規】

職員を対象に，不適切な対応が発生しやすい状況を想定したケーススタディーを定期的実施し，どのような事態でも適切に判断できる人材を育成する。

### (オ) 今回の監査における確認事項

#### a 未施工の内容と発生理由

- (a) 未施工の内容は、本舗装の一部（延長 508m）である。
- (b) 平成 23 年 3 月 1 日の最終変更契約においては、最終施工量を確定できないまま、概ねの数量で最終の変更設計書を作成し、契約金額を減額していた。

同年 3 月 25 日に、受注者から施工量に関する資料の提出がないまま竣工検査を実施し、合格としたが、4 月下旬に提出された工事完成図書では、本舗装の一部を施工しなかったため、施工量が契約額を下回っていた。

既に年度を経過していることから、契約を変更することができないため、本舗装の一部の施工を指示した。

しかしながら、受注者が県の指示に応じなかったため、当該工事が未施工となったものである。

#### b 二重契約の解消

二重契約となった別工事（県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 道路 8 期工事）の受注者に対し、二重契約部分を除外する旨の工事内容変更通知書を平成 24 年 11 月 9 日に交付し、二重契約は解消された。

なお、同通知書に基づく変更契約書は、25 年 3 月 18 日に締結されている。

#### c 未施工部分に係る補修工事

平成 22 年度工事の受注者が、工事の一部の不備を認め、補修を申し出て補修工事を行った。

H24. 10. 22	受注者が申出書を県に提出 ・前工事の一部の不備を認め補修を申出 ・工事内容：本舗装 L = 508m
H24. 10. 22	県が工事施工承諾書を受注者に交付
H24. 11. 19	受注者が工事完成を県に通知（完成通知書）
H24. 11. 20	県による完成検査の実施
H24. 11. 21	県が検査結果を受注者に通知（検査結果通知書）

### (カ) 問題点

農林水産局が平成 25 年 1 月に取りまとめた「県営事業における工事の一部未施工及び二重契約に係る改善策」において、問題点の一つとして「書類不備の状況での工事完成届の受理及び検査の実施」が掲げられ、「要領等に基づく厳正な工事検査の実施」がその改善策として打ち出されたところであるが、この他に次のような問題点が見受けられた。

**a 完成検査における合否判定について**

検査調書に添付された検査内訳書によれば、検査員は、「ほぼすべての資料が不完全であり、適切に管理されていたかどうか確認できない」、あるいは「パイプ敷設時のチェックシートが作成しておらず、また管理図も不完全で適切な管理がなされていたとは、思えない」など、その判定の主要部分を「否」としながらも、結論としては自らの推察を交えて合格と判定していた。

**b 検査の結果報告について**

上記内容の検査調書は、所属長、次長等に回覧の方法により報告されていたが、その判定結果について議論が行われた形跡はなかった。

**c 不適正事案に係る記録整備について**

一部未施工や二重契約となった工事であるが、当該事務所ではその詳細な顛（てん）末や原因の究明などが書面で整理されておらず、今回の監査において改めて説明を求めたところ、調査は本庁で実施されているとして明確な説明はなかった。

## カ 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 管路9期工事（平成22年度）

### （ア）工事の概要

この工事は、配管工事であり、町道などの下を掘削して管路を配管し、埋戻工や舗装工などにより復旧する工事である。

農道のガードレール工を206m追加している。

工事名	県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 管路9期工事
工事場所	江田島市沖美町畑・是長
工事概要	管路工 L=1,828.3m（φ100～φ50） 管種：ダクタイル鋳鉄管 硬質塩化ビニル管 ポリエチレン管 支線減圧弁工2か所

### （イ）契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H22.8.5)	—	64,575,000円	—	H22.8.6 ～H23.2.28
第1回変更 (H23.1.27)	金額 工期	69,650,700円	5,075,700円	H22.8.6 ～H23.3.30
第2回変更 (H23.2.28)	金額	68,497,800円	△1,152,900円	—

### （ウ）工事の完成・検査・引渡し等

区分	年月日	備考
完成通知書 收受日	H23.3.16	受注者は県に工期末の14日前（3月16日）までに工事の完成を通知している。
完成検査 実施日	H23.3.28	県は完成通知を受けた日から起算して14日以内（3月29日まで）に検査を実施している。 ○合否判定：合格 ○工事成績評定：80点
引渡書收受日	H23.3.28	
請求書收受日	H23.4.5	
支払日	H23.4.22	

### （エ）農林水産局の調査結果

平成25年1月18日開催された県議会農林水産委員会において、「年度内には完了したが完成検査日に一部未施工があった」と報告された事案2件のうちの1つである（P15参照）。

平成24年10月に農林水産局所管の県営畑地帯総合整備事業の22年度工事の一部が未施工となっていたことが判明したことを受け、農林水産局では、22年度以降に完成検査を行った全ての工事について聞き取り調査を実施している。

その結果、この工事において、完成検査日にガードレールの設置工事が未施工であったことが判明したとのことである。

## (オ) 問題点

農林水産局が平成 25 年 1 月に取りまとめた「県営事業における工事の一部未施工及び二重契約に係る改善策」において、問題点の一つとして「書類不備の状況での工事完成届の受理及び検査の実施」が掲げられ、「要領等に基づく厳正な工事検査の実施」がその改善策として打ち出されてところであるが、この他に次のような問題点が見受けられた。

### a 検査手法について

完成検査では全ての工事目的物の完成状況について確認すべきところ、付帯的な工事であるガードレールの設置工事が検査対象とされていなかった。

### b 不適正事案に係る記録整備について

農林水産局の調査において完成検査日に一部未施工があったとされているが、当該事務所ではその詳細な顛（てん）末や原因の究明などが書面で整理されておらず、今回の監査において改めて説明を求めたところ、調査は本庁で実施されているとして明確な説明はなかった。

また、完成検査日に未施工であったガードレールは、年度内に完成したと公表しているが、保管されている電子成果品にはガードレール設置後の工事写真は存在しておらず、年度内に完成したことの裏付けは得られなかった。

( 3 ) 東部農林水産事務所・東部総務事務所

県営中山間地域総合整備事業 神石高原地区 野上線 舗装工事

(平成 22 年度)

(ア) 工事の概要

この事業（神石高原地区）は、生産基盤施設及び生活基盤施設（営農飲雑用水、防火水槽、農村公園、活性化施設（ふれあいセンター）など）の整備を行うものである。この工事は、集落道及び農道の舗装工事である。

工事名	県営中山間地域総合整備事業 神石高原地区 野上線 舗装工事
工事場所	神石高原町高光
工事概要	野上線（集落道）L=730m 不陸整正(補足材 t=5 cm)A=2,018 m <sup>2</sup> 、不陸整正 A=1,947 m <sup>2</sup> 上層路盤工 (t=10 cm) A=1,376 m <sup>2</sup> 上層路盤工 (t=15 cm) A=570 m <sup>2</sup> 表層工 (t=4 cm) A=3,951 m <sup>2</sup> 野上線（農道）L=1,625m 不陸整正 A=9,865 m <sup>2</sup> 、上層路盤工 (t=9 cm) A=968 m <sup>2</sup> 上層路盤工 (t=10 cm) A=1,379 m <sup>2</sup> 上層路盤工 (t=14 cm) A=7,518 m <sup>2</sup> 表層工 (t=4 cm) A=9,780 m <sup>2</sup> 、法面工 A=2,900 m <sup>2</sup>

(イ) 契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H22. 11. 15)	—	54,306,000 円	—	H22. 11. 16 ～H23. 3. 14
第 1 回変更 (H23. 2. 15)	金額 工期	58,844,100 円	4,538,100 円	H22. 11. 16 ～H23. 3. 30
第 2 回変更 (H23. 3. 3)	金額	60,791,850 円	1,947,750 円	—

(ウ) 工事の完成・検査・引渡し等

区分	年月日	備考
完成通知書 收受日	H23. 3. 25	受注者は県に工期末の 14 日前（3月 16 日）までに工事の完成を通知する必要があったが、県の收受した日は 3 月 25 日であった。
完成検査 実施日	H23. 3. 29	県は完成通知を受けた日から起算して 14 日以内に検査を実施している。 ○合否判定：合格 ○工事成績評定：73 点
引渡書收受日	H23. 3. 29	
請求書收受日	H23. 3. 29	
支払日	H23. 4. 15	



## (工) 農林水産局の調査結果

平成 25 年 1 月 18 日開催された県議会農林水産委員会において、「年度内には完了したが完成検査日に一部未施工があった」と報告された事案 2 件のうちのひとつである（P15 参照）。

平成 24 年 10 月に農林水産局所管の県営畑地帯総合整備事業の 22 年度工事の一部が未施工となっていたことが判明したことを受け、農林水産局では、22 年度以降に完成検査を行った全ての工事について聞き取り調査を実施している。

その結果、この工事において、完成検査日にガードパイプの設置工事が未施工であったことが判明したとのことである。

## (オ) 問題点

農林水産局が平成 25 年 1 月に取りまとめた「県営事業における工事の一部未施工及び二重契約に係る改善策」において、問題点の一つとして「書類不備の状況での工事完成届の受理及び検査の実施」が掲げられ、「要領等に基づく厳正な工事検査の実施」がその改善策として打ち出されてところであるが、この他に次のような問題点が見受けられた。

### a 検査手法について

完成検査では全ての工事目的物の完成状況について確認すべきところ、付帯的な工事であるガードパイプの設置工事が検査対象とされていないかった。

### b 不適正事案に係る記録整備について

農林水産局の調査において完成検査日に一部未施工があったとされているが、当該事務所ではその詳細な顛（てん）末や原因の究明などが書面で整理されておらず、今回の監査において改めて説明を求めたところ、調査は本庁で実施されているとして明確な説明はなかった。

また、完成検査日に未施工であったガードパイプは、年度内に完成したと公表しているが、保管されている電子成果品のガードパイプ設置後の工事写真の撮影年月日は平成 23 年 4 月 23 日となっており、年度内に完成したという裏付けは得られなかった。

(4) 東部農林水産事務所尾道農林事業所・東部総務事務所

ア 地すべり防止事業 山腹工事 13 (平成 24 年度)

(ア) 工事の概要

この工事は、地すべりによる土砂災害を未然に防止するため、排水ボーリング、アンカーなどを設置する工事である。

工事名	地すべり防止事業 山腹工事 No.13
工事場所	三原市大和町上草井
工事概要	山腹工 A=0.18ha ボーリング暗渠工 3 か所 L=1,539.5m アンカー工 26 本 土留工 (コンクリート) 2 基 V=96.2 m <sup>3</sup>

(イ) 契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H24. 6. 25)	—	56,590,800 円	—	H24. 6. 26 ~H25. 3. 14
第 1 回変更 (H24. 9. 11)	金額	66,007,200 円	9,416,400 円	—
第 2 回変更 (H25. 2. 19)	金額 工期	70,000,350 円	3,993,150 円	H24. 6. 26 ~H25. 3. 21

(ウ) 工事の完成・検査・引渡し等

区分	年月日	備考
完成通知書 收受日	H25. 3. 14	受注者は県に工期末の 7 日前 (3 月 14 日) までに工事の完成を通知している。(特記仕様書)
完成検査 実施日	H25. 3. 19	県は完成通知を受けた日から起算して 7 日以内 (3 月 20 日まで) に検査を実施している。 ○合否判定: 合格 ○工事成績評定: 80 点
引渡書收受日	H25. 3. 19	
請求書收受日	H25. 3. 19	
支払日	H25. 4. 15	

(エ) 問題点

特記すべき事項はなかった。

## イ 県営経営体育成基盤整備事業 泉北地区 橋梁及び用水路工事

(平成 24 年度)

### (ア) 工事の概要

この事業は、経営体の育成基盤として区画整理を行い、地域農業の発展と農業基盤の安定を図る事業であり（以下「県営経営体育成基盤整備事業」について同じ。）、当該工事は橋梁、護岸、用水路、道路舗装等の工事である。

工事名	県営経営体育成基盤整備事業 泉北地区 橋梁及び用水路工事
工事場所	三原市久井町泉
工事概要	PC橋（橋長 8.44m, 幅員 5.0m）N=1 か所 PHC杭（φ400, L=7.0~8.0m）N=10 本 環境保全ブロック（コンクリート製中空型）A=241 m <sup>2</sup> パイプライン（VPφ75~100）L=1,704.3m ポンプ施設 N=2 か所 ポンプ建屋 N=2 棟 アスファルト舗装 A=2,321 m <sup>2</sup>

### (イ) 契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H24. 9. 28)	—	52,032,750 円	—	H24. 9. 29 ~H25. 3. 14
契約解除 (H24. 11. 22)	契約解除	工事続行不能届 H24. 11. 9（受付 H24. 11. 12）		

#### ※ 契約解除について

受注者の執行体制上の都合により、受注者から「工事続行不能届」が提出され、平成 24 年 11 月 22 日に契約解除となった。当該工事は未着手のまま終わっている。

これにより、10 月 15 日に受注者に支払われた前払金（20,813,000 円）は返還され、違約金と前払返還利息は受注者が別途受注している東部建設事務所所管の港湾工事の請負代金額と相殺処理された。

なお、平成 24 年度は、橋梁、護岸の発注は見送られ、舗装工事と用水路工事について、その規模を縮小して分割発注されている。

### (ウ) 問題点

特記すべき事項はなかった。

ウ 県営経営体育成基盤整備事業 泉北地区 舗装工事（平成 24～25 年度）

（ア）工事の概要

この工事は、前述の「県営経営体育成基盤整備事業 泉北地区 橋梁及び用水路工事（平成 24 年度）」（P25 参照）が契約解除になったことに伴い、分割発注された工事の一つである。

工事名	県営経営体育成基盤整備事業 泉北地区 舗装工事
工事場所	三原市久井町泉
工事概要	アスファルト舗装 A=4,297 m <sup>2</sup> 農業用U型側溝（3種 300A）L=52.0m

（イ）契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H25.1.10)	—	12,104,400 円	—	H25.1.11 ～H25.3.14
第1回変更 (H25.2.28)	工期	—	—	H25.1.11 ～H25.3.29
第2回変更 (H25.3.27)	工期	—	—	H25.1.11 ～H25.5.15

（ウ）問題点

工期の設定について

農林水産局には治山・林道工事を除いて標準工期に関する明確な定めがないが、土木局の標準工期と比較して短い工期設定がなされており、結果的に翌年度に繰越されている。

- ・当初契約時の工期日数：63 日間
- ・土木局の標準工期（舗装）に当てはめた場合の工期日数：84 日間
- ・第2回変更契約時の工期日数：125 日間

## 工 県営経営体育成基盤整備事業 泉北地区 用水路工事（平成 24～25 年度）

### （ア）工事の概要

この工事は、前述の「県営経営体育成基盤整備事業 泉北地区 橋梁及び用水路工事（平成 24 年度）」（P25 参照）が契約解除になったことに伴い、分割発注された工事の一つである。

工事名	県営経営体育成基盤整備事業 泉北地区 用水路工事
工事場所	三原市久井町泉
工事概要	パイプライン（VPφ100）L=1,028.5m ポンプ施設 N=1 か所 ポンプ建屋 N=1 棟

### （イ）契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H25. 1. 16)	—	16,149,000 円	—	H25. 1. 17 ～H25. 3. 14
第 1 回変更 (H25. 2. 28)	工期	—	—	H25. 1. 17 ～H25. 3. 29
第 2 回変更 (H25. 3. 27)	工期	—	—	H25. 1. 17 ～H25. 6. 13

### （ウ）問題点

#### 工期の設定について

農林水産局には治山・林道工事を除いて標準工期に関する明確な定めがないが、土木局の標準工期と比較して短い工期設定がなされており、結果的に翌年度に繰越されている。

- ・当初契約時の工期日数：57 日間
- ・土木局の標準工期（河川）に当てはめた場合の工期日数：154 日間
- ・第 2 回変更契約時の工期日数：148 日間

(5) 北部農林水産事務所・北部総務事務所

ア 県営ため池等整備事業 高丸地区 堤体工事（平成23～24年度）

(ア) 工事概要

この工事は、既存のため池の改修工事である。

工事名	県営ため池等整備事業 高丸地区 堤体工事
工事場所	庄原市本郷町
工事概要	堤体盛土工 5,168 m <sup>3</sup> （堤長 54.3m, 堤高 10.5m） 洪水吐工 L=29m 底樋工 L=13m 斜樋工 L=21m 付帯工事 1 式, 仮設工 1 式

(イ) 契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H23. 8. 25)	—	53,550,000 円	—	H23. 8. 26 ～H25. 2. 28
第1回変更 (H24. 3. 22)	金額	54,030,900 円	480,900 円	—
第2回変更 (H24. 9. 13)	金額	52,011,750 円	△2,019,150 円	—
第3回変更 (H25. 2. 12)	金額	43,856,400 円	△8,155,350 円	—

(ウ) 工事の完成・検査・引渡し等

区分	年月日	備考
完成通知書 收受日	H25. 2. 28	受注者は県に工期末の 14 日前（2月 14 日）までに工事の完成を通知する必要があったが、県の收受した日は 2 月 28 日であった。
完成検査 実施日	H25. 3. 4	県は工期内に完成検査を実施できていない。 ○合否判定：合格 ○工事成績評定：33 点
引渡書收受日	H25. 3. 6	
請求書收受日	H25. 3. 7	
支払日	H25. 3. 15	

(エ) 問題点

a 工事の進行管理について

工期の始期以降、計画どおりの進捗が得られないことから、平成 23 年 11 月及び 24 年 1 月に、受注者に対して施工体制の見直し等の措置請求がなされたが、その都度、履行を誓約する旨の書面を提出するばかりで、工事遂行に向けた具体的な改善が見られなかった。

その後も、次表のとおり、工程表（計画）に掲げられた工事の出来形率を大幅に下回る状況が続き、工期内での完成が危ぶまれたことから、平成 24 年 9 月及び 25 年 2 月の 2 回にわたって変更契約が締結され、大幅に契約額

を減額して工事を打ち切っている。

工程表の出来形率（計画）			出来形検査の結果	
日付	当初契約	変更契約	検査日	出来形率実績
H24. 1. 31	27.5%	—	H24. 1. 20	3.0%
※H24. 3. 22 第1回変更契約（請負金額を480,900円増額）				
H24. 3. 31	38.1%	21.5%	H24. 3. 26	9.4%
H24. 5. 31	49.3%	39.1%	H24. 5. 23	25.6%
※H24. 9. 13 第2回変更契約（請負金額を2,019,150円減額）				
H24. 11. 30	73.7%	86.3%	H24. 11. 13	60.3%
H24. 12. 31	78.0%	94.1%	H25. 1. 8	70.0%
※H24. 2. 12 第3回変更契約（請負金額を8,155,350円減額）				
H25. 2. 15	100.0%	100.0%	H25. 2. 13	88.7%

注1 変更契約の欄：それぞれの変更契約後に設定された予定出来形率を示す。

注2 出来形率実績の欄：変更契約後の請負金額に対する出来形率の実績

## b 部分払について

工事請負代金の部分払の額については、建設工事執行規則において、原則として、工事の出来形部分に相応する額の10分の9以内の額とされているが、2以上の会計年度にわたる工事に係る部分払金の請求、算定方法等については、別に知事が定めるところによるものとされている。

本件「県営ため池等整備事業」は、契約期間が平成23～24年度の二つの会計年度にわたる工事で、その部分払は、平成6年2月10日農政部長通知「工事の請負契約期間が2年以上にわたる場合の年度末の部分払いの取り扱いについて」（P6参照）を根拠に、平成24年11月20日に23年度分に係る工事出来形金額の10分の10の額が支払われていた。

また、部分払の回数については、第1回変更契約により、平成23年度分は3回とされていたが、次表のとおり4回の部分払が行われていた。

支出予算 年度区分	部分払 回数等	支払 年月日	出来形率 の実績	支払限度額 (円)	支払実績額 (円)
H23年度現年	第1回	H24. 1. 27	3.0%	1,445,850	1,445,000
〃	第2回	H24. 4. 9	9.4%	3,126,013	1,475,448
H23年度明許	第3回	H24. 6. 13	25.6%	9,528,271	9,528,000
〃	第4回	H24. 11. 20	60.3%	15,778,328	17,472,000
H24年度現年	第5回	H25. 1. 25	70.0%	2,846,954	2,846,000
〃	第6回	H25. 2. 21	88.7%	2,244,115	2,244,000
〃	完成払	H25. 3. 15	100.0%	8,845,952	8,845,952
				(支払合計)	43,856,400

注 部分払の「支払限度額」の金額は、出来形部分に相応する額の10分の9の額である。

**c 完成通知書の提出遅延について**

受注者は工期末の 14 日前までに工事の完成を通知することとしているが、この工事において、県の監督職員は工期の終期日に完成通知書の提出を受けていた。

その結果、工期内での完成検査が実施されなかった。



イ 道整備交付金 林道河内高野線（高野工区）開設工事 7（平成 24 年度）

（ア）工事の概要

この工事は、林業振興を図るための林道の新設工事であり、その内容は掘削に伴う法面の保護と安定を図る工事と盛土工事である。

工事名	道整備交付金 林道河内高野線（高野工区）開設工事 No. 7
工事場所	庄原市東城町久代
工事概要	延長 L=46.5m (228.0m), 幅員 W=5.0m 掘削 V=7,737 m <sup>3</sup> 盛土 V=7,737 m <sup>3</sup> 法面工 植生工 A=2,595.2 m <sup>2</sup> 法面吹付工 A=1,256.1 m <sup>2</sup> 法枠工 A=600.8 m <sup>2</sup> (桁長 L=650.0m) 鉄筋挿入工 N=165 本

（イ）契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H24.6.20)	—	41,895,000 円	—	H24.6.21 ~H25.1.31
第 1 回変更 (H24.10.9)	金額	57,698,550 円	15,803,550 円	—
第 2 回変更 (H25.1.15)	金額 工期	62,790,000 円	5,091,450 円	H24.6.21 ~H25.3.14
第 3 回変更 (H25.2.28)	金額 工期	63,000,000 円	210,000 円	H24.6.21 ~H25.3.21

（ウ）工事の完成・検査・引渡し等

区分	年月日	備考
完成通知書 收受日	H25.3.7	受注者は県に工期末の 14 日前（3 月 7 日）までに工事の完成を通知している。
完成検査 実施日	H25.3.18	県は完成通知を受けた日から起算して 14 日以内（3 月 20 日まで）に検査を実施している。 ○合否判定：合格 ○工事成績評定：73 点
引渡書收受日	H25.3.18	
請求書收受日	H25.3.27	
支払日	H25.4.3	

（エ）問題点

特記すべき事項はなかった。

ウ 県営基幹農道整備事業 高茂金田3期地区 口和工区 道路2期工事  
 (平成24~25年度)

(ア) 工事の概要

この工事は、農業振興を図るための農道の新設であり、掘削に伴う法面の保護と安定を図る工事である。

工事名	県営基幹農道整備事業 高茂金田3期地区 口和工区 道路2期工事
工事場所	庄原市口和町金田
工事概要	掘削工 14,293 m <sup>3</sup> 法枠工 1,013 m <sup>2</sup> 鉄筋挿入工 197 本

(イ) 契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H24. 11. 21)	—	76,230,000 円	—	H24. 11. 22 ~H25. 3. 14
第1回変更 (H25. 2. 26)	工期	—	—	H24. 11. 22 ~H25. 3. 29
第2回変更 (H25. 3. 21)	金額 工期	79,693,950 円	3,463,950 円	H24. 11. 22 ~H25. 6. 28

(ウ) 問題点

工期の設定について

農林水産局には治山・林道工事を除いて標準工期に関する明確な定めがないが、土木局の標準工期と比較して短い工期設定がなされており、結果的に翌年度に繰越されている。

- ・当初契約時の工期日数：113 日間
- ・土木局の標準工期（道路改良）に当てはめた場合の工期日数：184 日間
- ・第2回変更契約時の工期日数：219 日間

## 2 土木局の所管工事

### (1) 営繕課・都市計画課

#### ア 広島県立大竹高等学校校舎（4・5号棟）耐震改修工事（平成24年度）

##### (ア) 工事の概要

この工事は、学校校舎の耐震改修工事である。

工事名	広島県立大竹高等学校校舎（4・5号棟）耐震改修工事
工事場所	大竹市白石一丁目3-1
工事概要	耐震改修工事 校舎（4・5号棟）RC造3階建て 4号棟 1,706 m <sup>2</sup> 、5号棟 1,327 m <sup>2</sup>

##### (イ) 契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H24.9.18)	—	40,014,450 円	—	H24.9.19 ~H25.3.22
第1回変更 (H25.3.1)	金額	41,477,100 円	1,462,650 円	—

##### (ウ) 工事の完成・検査・引渡し等

区分	年月日	備考
完成通知書 收受日	H25.3.8	受注者は県に工期末の14日前（3月8日）までに工事の完成を通知している。
完成検査 実施日	H25.3.19	県は完成通知を受けた日から起算して14日以内（3月21日まで）に検査を実施している。 ○合否判定：不合格
修補の内容	—	・ステンレス作業台の棚のレール取付け ・食器戸棚のストッパーの取付け ・生物教室流し台の点検口の取付け
修補完了 通知書收受日	H25.3.22	
修補検査 実施日	H25.3.22	○合否判定：合格 ○工事成績評定：65点
引渡書收受日	H25.3.22	
請求書收受日	H25.3.22	
支払日	H25.4.30	

##### (エ) 問題点

###### 完成通知書の受理について

電子成果品は、受注者が工事完成時に県に納品することとされているが、この工事では、平成25年3月8日に電子成果品が未提出のもとで完成通知書が受理され、その後3月18日に電子成果品が遅れて提出されていた。

イ 瀬戸内海国立公園 宮島弥山展望休憩所他 解体工事（平成 24 年度）

（ア）工事概要

この工事は、宮島弥山展望休憩所の建替えのため、展望休憩所・公衆便所の解体撤去工事を行うものである。弥山山頂の工事であり、ヘリコプターによる運搬を行っている。

工事名	瀬戸内海国立公園 宮島弥山展望休憩所他 解体工事
工事場所	廿日市市宮島町弥山
工事概要	解体撤去工事 展望休憩所：RC造2階建一部木造 （建築面積 72.96 m <sup>2</sup> ，延床面積 173.40 m <sup>2</sup> ） 公衆便所：木造平屋建 （建築面積 20.00 m <sup>2</sup> ，延床面積 20.00 m <sup>2</sup> ）

（イ）契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H24. 12. 14)	—	61, 104, 750 円	—	H24. 12. 15 ～H25. 3. 29

（ウ）工事の完成・検査・引渡し等

区分	年月日	備考
完成通知書 收受日	H25. 3. 14	受注者は県に工期末の 14 日前（3月 15 日）までに工事の完成を通知している。
完成検査 実施日	H25. 3. 28	県は完成通知を受けた日から起算して 14 日以内（3月 27 日まで）に検査を実施していない。 ○合否判定：合格 ○工事成績評定：82 点
引渡書收受日	(H25. 3. 28)	この監査における実地調査（4月 9 日）時点は未記入，收受印なし
請求書收受日	(H25. 3. 29)	この監査における実地調査（4月 9 日）時点は未記入，收受印なし
支払日	H25. 5. 7	

（エ）問題点

a 検査期限の算定について

発注者である県は、受注者から工事の完成通知を受けたときは通知を受けた日から起算して 14 日以内に完成検査を行う必要があるが、この工事では完成検査が 1 日遅れて実施されていた。

b 引渡書等の收受について

受注者から提出された引渡書及び請求書について、日付の欄が空欄のまま受理していた。また、県の收受印も押印されていなかった。

(2) 西部建設事務所

ア 一級河川 太田川水系 湯坂川 河川改良工事（平成 24 年度）

(ア) 工事概要

この工事は、洪水対策として河道を拡幅する工事で、右岸側の堤防の築堤と護岸整備を行うものである。

工事名	一級河川 太田川水系 湯坂川 河川改良工事
工事場所	広島市安佐北区狩留家町
工事概要	工事延長 L=101m コンクリートブロック積 A=360 m <sup>2</sup> 植生工（張芝）A=300 m <sup>2</sup> ，U型水路 L=101m

(イ) 契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H24. 10. 31)	—	15,576,750 円	—	H24. 11. 1 ～H25. 3. 15
第 1 回変更 (H25. 2. 21)	工期	—	—	H24. 11. 1 ～H25. 3. 31
第 2 回変更 (H25. 3. 25)	金額	19,181,400 円	3,604,650 円	—

(ウ) 工事の完成・検査・引渡し等

区分	年月日	備考
完成通知書 收受日	H25. 3. 15	受注者は県に工期末の 14 日前（3 月 17 日）までに工事の完成を通知している。 当該完成通知の後に、最終の変更契約（3 月 25 日）が行われている。
完成検査 実施日	H25. 3. 28	県は完成通知を受けた日から起算して 14 日以内（3 月 28 日まで）に検査を実施している。 ○合否判定：合格 ○工事成績評定：69 点
引渡書收受日	H25. 3. 28	
請求書收受日	H25. 4. 3	
支払日	H25. 4. 15	

(エ) 問題点

a 変更契約の手続遅延について

受注者から平成 25 年 3 月 15 日に完成通知書を受け取っているが、その後、3 月 25 日に変更契約の締結を行っていた。

これに関して、3 月 1 日に県から受注者に対して追加工事を指示し、3 月 12 日に変更設計書が起案されたが、その決裁が遅れたことに伴い、変更契約の締結が遅くなったものである。

また、この完成通知書の請負代金額の欄を空欄のまま受理し、3 月 25 日に変更契約を締結した後、県が請負代金額を記入したとのことであった。

**b 完成通知書の受理について**

電子成果品は、受注者が工事完成時に県に納品することとされているが、この工事では、平成 25 年 3 月 15 日に電子成果品が未提出のもとで完成通知書が受理され、その後 3 月 27 日に電子成果品が遅れて提出されていた。

イ 一般県道 勝田吉田線 道路災害防除工事（橋梁補修）（平成 24 年度）

（ア）工事概要

この工事は、橋梁のアセットマネジメント（長寿命化修繕計画）の一環で行うもので、2つの橋脚について、ひび割れ補修や老朽化を防ぐ工事を行うものである。

工事名	一般県道 勝田吉田線 道路災害防除工事（橋梁補修）
工事場所	安芸高田市八千代町土師
工事概要	橋梁補修（久保橋） ひび割れ注入工 L=1,002m 浸透材塗布工 A=167 m <sup>2</sup> 表面被覆工 A=491 m <sup>2</sup> A S リチウム工 N=99 孔

（イ）契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H24. 11. 5)	—	40,439,700 円	—	H24. 11. 6 ～H25. 3. 15
第 1 回変更 (H25. 1. 30)	金額 工期	41,675,550 円	1,235,850 円	H24. 11. 6 ～H25. 3. 30
第 2 回変更 (H25. 3. 1)	金額	46,814,250 円	5,138,700 円	—

（ウ）工事の完成・検査・引渡し等

区分	年月日	備考
完成通知書 收受日	H25. 3. 18	受注者は県に工期末の 14 日前（3月 16 日）までに工事の完成を通知しようとしたが、その日は土曜日で閉庁日のため、3月 18 日月曜日に通知している。
完成検査 実施日	H25. 3. 27	県は完成通知を受けた日から起算して 14 日以内（3月 31 日まで）に検査を実施している。 ○合否判定：合格 ○工事成績評定：78 点
引渡書收受日	H25. 3. 27	
請求書收受日	H25. 4. 4	
支払日	H25. 4. 15	

（エ）問題点

特記すべき事項はなかった。

( 3 ) 西部建設事務所東広島支所・西部総務事務所東広島支所

ア 都市計画道路 吉行飯田線 街路改良工事 (平成 24 年度)

(ア) 工事の概要

この工事は、街路の改良工事であり、車道 2 車線、両側歩道の改良を行うものである。

工事名	都市計画道路 吉行飯田線 街路改良工事
工事場所	東広島市西条町吉行
工事概要	工事延長 L=188.5m, W=6.5(12.0)m 掘削工 V=1,780 m <sup>3</sup> 路床盛土工 V=1,630 m <sup>3</sup> 排水構造物工 L=392m 舗装工 車道 A=1,100 m <sup>2</sup> , 歩道 A=528 m <sup>2</sup>

(イ) 契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H24. 8. 30)	—	59,570,700 円	—	H24. 8. 31 ~H25. 3. 15
第 1 回変更 (H24. 10. 19)	工期	—	—	H24. 8. 31 ~H25. 3. 29
第 2 回変更 (H25. 3. 8)	金額	39,219,600 円	△20,351,100 円	—

(ウ) 工事の完成・検査・引渡し等

区分	年月日	備考
完成通知書 收受日	H25. 3. 15	受注者は県に工期末の 14 日前 (3 月 15 日) までに工事の完成を通知している。
完成検査 実施日	H25. 3. 27	県は完成通知を受けた日から起算して 14 日以内 (3 月 28 日まで) に検査を実施している。 ○合否判定：合格 ○工事成績評定：83 点
引渡書收受日	H25. 3. 27	
請求書收受日	H25. 4. 2	
支払日	H25. 4. 16	

(エ) 問題点

特記すべき事項はなかった。



## イ (主) 志和インター線 道路改良工事 (平成 24 年度)

### (ア) 工事概要

この工事は、山陽自動車道志和インターチェンジ（東広島市）出口から国道 2 号に向かう県道 83 号の改良工事である。

志和インターチェンジ出口から国道 2 号（広島方面）への右折車線の長さが短く、交通渋滞が発生していたため、車線の幅を広げ、右折車線を延長するものである。

工事名	(主) 志和インター線 道路改良工事
工事場所	東広島市志和町七条椀坂
工事概要	工事延長 L=200m, W=9.0(12.75)m 掘削工 V=510 m <sup>3</sup> , ブロック積工 A=369 m <sup>2</sup> 排水構造物工 L=62m, 舗装工 A=227 m <sup>2</sup> 切削オーバーレイ工 A=1,695 m <sup>2</sup> , カラー舗装工 A=295 m <sup>2</sup>

### (イ) 契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H24. 11. 12)	—	21,153,300 円	—	H24. 11. 13 ~H25. 3. 15
第 1 回変更 (H25. 2. 25)	工期	—	—	H24. 11. 13 ~H25. 3. 29
第 2 回変更 (H25. 3. 1)	金額	31,361,400 円	10,208,100 円	—

### (ウ) 工事の完成・検査・引渡し等

区分	年月日	備考
完成通知書 收受日	H25. 3. 15	受注者は県に工期末の 14 日前（3 月 15 日）までに工事の完成を通知している。
完成検査 実施日	H25. 3. 22	県は完成通知を受けた日から起算して 14 日以内（3 月 28 日まで）に検査を実施している。 ○合否判定：合格 ○工事成績評定：80 点
引渡書收受日	H25. 3. 22	
請求書收受日	H25. 3. 22	
支払日	H25. 4. 22	

### (エ) 問題点

#### 写真による工事記録について

受注者から県へ提出される工事写真について、工事箇所の「着手前」と「完成後」の写真が提出されているが、両写真の撮影地点が異なっているものがあり、その対比が分かりにくいものがあった。

また、工事写真からは、工事区間の起点及び終点を明確に確認することができなかった。

これらについて、検査員が検査時に工事の完成を確認しているとの説明があった。

(4) 東部建設事務所・東部総務事務所

ア 福山港 港湾修築工事(一文字地区 24 - 1 工区)(平成 24 年度)

(ア) 工事の概要

この工事は、一文字地区に計画の泊地(−1.5m)の静穏度を確保するために防波堤を新設するものである。

工事名	福山港 港湾修築工事(一文字地区 24-1 工区)
工事場所	福山市新涯町
工事概要	工事延長 L=187.7m 防波堤上部工 L=187.7m 上部コンクリート V=986 m <sup>3</sup> 構造物撤去工 1 式 電気設備工 1 式

(イ) 契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H24. 10. 22)	—	69, 153, 000 円	—	H24. 10. 23 ~H25. 3. 15
第 1 回変更 (H25. 2. 28)	金額 工期	74, 834, 550 円	5, 681, 550 円	H24. 10. 23 ~H25. 3. 29

(ウ) 工事の完成・検査・引渡し等

区分	年月日	備考
完成通知書 收受日	H25. 3. 15	受注者は県に工期末の 14 日前(3月 15 日)までに工事の完成を通知している。
完成検査 実施日	H25. 3. 28	県は完成通知を受けた日から起算して 14 日以内(3月 28 日まで)に検査を実施している。 ○合否判定: 合格 ○工事成績評定: 79 点
引渡書收受日	H25. 3. 29	
請求書收受日	H25. 3. 29	
支払日	H25. 4. 17	

(エ) 問題点

特記すべき事項はなかった。

## イ 有地川外 河川維持修繕工事（平成 24 年度）

### （ア）工事の概要

この工事は、河川維持修繕で、洪水時の流水を下流に流せるように、河川に堆積した土砂等を取り除く工事である。

工事名	有地川外 河川維持修繕工事
工事場所	福山市芦田町福田外
工事概要	工事延長 L=1,440m 有地川 工事延長 L=478m, 河道浚渫 V=3,500 m <sup>3</sup> 服部川 工事延長 L=330m, 河道浚渫 V=760 m <sup>3</sup> 本永谷川 工事延長 L=217m, 河道浚渫 V=220 m <sup>3</sup> 小山田川 工事延長 L=415m, 張コンクリート A=117 m <sup>2</sup> 久田谷川 工事延長 L=596m, 河道浚渫 V=560 m <sup>3</sup>

### （イ）契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H24. 12. 25)	—	18,785,550 円	—	H24. 12. 26 ～H25. 3. 15
第 1 回変更 (H25. 2. 18)	工期	—	—	H24. 12. 26 ～H25. 3. 29
第 2 回変更 (H25. 3. 5)	金額	27,148,800 円	8,363,250 円	—

### （ウ）工事の完成・検査・引渡し等

区分	年月日	備考
完成通知書 收受日	H25. 3. 15	受注者は県に工期末の 14 日前（3 月 15 日）までに工事の完成を通知している。
完成検査 実施日	H25. 3. 21	県は完成通知を受けた日から起算して 14 日以内（3 月 28 日まで）に検査を実施している。 ○合否判定：合格 ○工事成績評定：69 点
引渡書收受日	H25. 3. 21	
請求書收受日	H25. 3. 25	
支払日	H25. 4. 15	

### （エ）問題点

特記すべき事項はなかった。

( 5 ) 北部建設事務所・北部総務事務所

ア 一級河川 江の川水系 国兼川 広域河川改修工事( 2 工区 )( 平成 24 年度 )

( ア ) 工事の概要

この事業は、洪水対策として河道を拡幅する事業であるが、当該工事は、その  
の付帯工事として橋梁を設置するものである。

工事名	一級河川 江の川水系 国兼川 広域河川改修工事 ( 2 工区 )
工事場所	三次市和知町大当
工事概要	工事延長 L=29.2m ( 橋長 L=29.2m, 幅員 W=4.0m ) 上部工 ( ポステン P C 中空床版 ) 1 式 下部工 ( A 1 ・ A 2 パラペット ) 1 式

( イ ) 契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 ( H24. 10. 1 )	—	25, 190, 550 円	—	H24. 10. 2 ~H25. 3. 15
第 1 回変更 ( H25. 2. 12 )	金額 工期	26, 517, 750 円	1, 327, 200 円	H24. 10. 2 ~H25. 3. 28

( ウ ) 工事の完成・検査・引渡し等

区分	年月日	備考
完成通知書 收受日	H25. 3. 14	受注者は県に工期末の 14 日前 ( 3 月 14 日 ) までに工事の完成を通知している。
完成検査 実施日	H25. 3. 26	県は完成通知を受けた日から起算して 14 日以内 ( 3 月 27 日まで ) に検査を実施している。 ○合否判定 : 合格 ○工事成績評定 : 80 点
引渡書收受日	H25. 3. 26	
請求書收受日	H25. 3. 29	
支払日	H25. 4. 15	

( エ ) 問題点

完成通知書の受理について

電子成果品は、受注者が工事完成時に県に納品することとされているが、この  
工事では、平成 25 年 3 月 14 日に電子成果品が未提出のもとで完成通知書が  
受理され、その後 3 月 26 日に電子成果品が遅れて提出されていた。

イ 一級河川 江の川水系 馬洗川 他 1 河川 河川維持修繕工事（河道浚渫）  
（平成 24 年度）

（ア）工事の概要

この工事は、河川維持修繕で洪水時の流水を下流に流せるように河川に堆積した土砂等を取り除く工事である。

工事名	一級河川 江の川水系 馬洗川 他 1 河川 河川維持修繕工事（河道浚渫）
工事場所	三次市三良坂町三良坂他
工事概要	浚渫工 馬洗川 久松橋下 工事延長 L=320.0m, 堆積土除去 V=2,000 m <sup>3</sup> 仮屋谷川 藤井橋下 工事延長 L=70.0m, 堆積土除去 V=200 m <sup>3</sup> 伐木工 上下川 大畷橋下 工事延長 L=40.0m, 伐採 A=1,500 m <sup>2</sup>

（イ）契約状況

区分	変更内容	契約金額	増減額	工期
当初契約 (H24. 11. 30)	—	10,192,350 円	—	H24. 12. 1 ～H25. 3. 15
第 1 回変更 (H25. 2. 25)	金額 工期	13,224,750 円	3,032,400 円	H24. 12. 1 ～H25. 3. 29

（ウ）工事の完成・検査・引渡し等

区分	年月日	備考
完成通知書 收受日	H25. 3. 14	受注者は県に工期末の 14 日前（3 月 15 日）までに工事の完成を通知している。
完成検査 実施日	H25. 3. 28	県は完成通知を受けた日から起算して 14 日以内（3 月 27 日まで）に検査を実施していない。 ○合否判定：合格 ○工事成績評定：78 点
引渡書收受日	H25. 3. 28	
請求書收受日	H25. 4. 2	
支払日	H25. 4. 15	

（エ）問題点

検査期限の算定について

発注者である県は、受注者から工事の完成通知を受けたときは通知を受けた日から起算して 14 日以内に完成検査を行う必要があるが、この工事では完成検査が 1 日遅れて実施されていた。

### 第3 指摘事項及び監査委員意見

#### 1 指摘事項

今回、監査を実施した機関に対し、是正・改善を求めるものを類型別に取りまとめ、次のとおり指摘する。

##### (1) 契約等に係るもの

工事請負契約において、工期が短く設定されているものや完成通知書を受け取った後に変更契約を締結しているものなどが見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

##### ア 短期の工期設定

内容	農林水産局所管の工事で、年度内に完成することで発注しているが、土木局の標準工期に当てはめると短い工期設定がなされており、結果的に翌年度に繰越されていた。
工事名等	<b>【東部農林水産事務所尾道農林事業所】</b> ○ 県営経営体育成基盤整備事業 泉北地区 舗装工事 (平成24～25年度)〔P26〕 ○ 県営経営体育成基盤整備事業 泉北地区 用水路工事 (平成24～25年度)〔P27〕 <b>【北部農林水産事務所】</b> ○ 県営基幹農道整備事業 高茂金田3期地区 口和工区 道路2期工事(平成24～25年度)〔P32〕
根拠	建設工事の工期算定について (平成5年3月24日土木建築部長通知)

##### イ 特記仕様書による検査期間の短縮

内容	共通仕様書に定められた工事の検査期間 14 日間を特記仕様書により7日間に短縮し、工事期間に充てていた。 これに関し、農林水産局から、こうした対応をする場合においても、工期末日は年度末ぎりぎりせず、年度末までに 10 日程度の余裕を確保するよう、各事務所に通知が出されていたが、これが守られていなかった。
工事名等	<b>【西部農林水産事務所呉農林事業所】</b> ○ 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 道路9期工事 (平成24年度)〔P11〕 ○ 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 道路11期工事 (平成24年度)〔P12〕
根拠	土木工事共通仕様書(広島県)1-1-2-39, 1-1-20-1 適切な工期の設定について (平成24年12月28日農林整備管理課通知)

#### ウ 完成通知書受理後の変更契約の締結

内容	受注者から工事の完成通知書を受け取った後に、当該工事の変更契約を締結していた。
工事名等	【西部建設事務所】 ○ 一級河川 太田川水系 湯坂川 河川改良工事 (平成 24 年度) [ P 35 ]
根拠	土木工事共通仕様書 (広島県) 1-1-20-2

#### エ 契約で定める回数を超えた部分払

内容	契約において定められた回数を超える部分払が行われていた。
工事名等	【北部農林水産事務所】 ○ 県営ため池等整備事業 高丸地区 堤体工事 (平成 23~24 年度) [ P 29 ]

#### オ 日付や収受印のない支出関係書類

内容	受注者から提出された引渡書及び請求書について、日付の欄が空欄のまま受理していた。また、県の収受印も押印されていなかった。
工事名等	【営繕課】 ○ 瀬戸内海国立公園 宮島弥山展望休憩所他 解体工事 (平成 24 年度) [ P 34 ]
根拠	広島県文書等管理規程第 10 条 支出マニュアル II 第 7 1 (2)

## (2) 監督に係るもの

工事の監督において、工事完成図書の整備が全て完了していないのに完成通知書を受理している事案や契約額を減額して工事を打ち切っている事案などが見受けられた。

平素から工事監督業務を適切に実施するよう努められたい。

### ア 書類不備の状態での完成通知書の受理

内容	工事完成時に受注者が納品することを義務付けられた工事完成図書（電子成果品を含む。）の整備が全て完了していないにもかかわらず、県の監督職員は完成通知書を受理していた。
工事名等	<p><b>【営繕課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広島県立大竹高等学校校舎（4・5号棟）耐震改修工事（平成24年度）〔P33〕</li> </ul> <p><b>【西部建設事務所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一級河川 太田川水系 湯坂川 河川改良工事（平成24年度）〔P36〕</li> </ul> <p><b>【北部建設事務所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一級河川 江の川水系 国兼川 広域河川改修工事（2工区）（平成24年度）〔P42〕</li> </ul>
根拠	土木工事共通仕様書（広島県）1-1-20-2

### イ 不十分な工事の進行管理

内容	<p>工事が計画どおりに進まず、契約額を減額して工事を打ち切っていた。</p> <p>また、県は、受注者からの履行報告に基づき、工程の把握や工事促進の指示などの進行管理により、工期内の工事完成に努める必要があるが、結果的に期限内に完成通知書を受理していなかった。</p>
工事名等	<p><b>【西部農林水産事務所呉農林事業所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 道路9期工事（平成24年度）〔P10, 11〕</li> </ul> <p><b>【北部農林水産事務所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県営ため池等整備事業 高丸地区 堤体工事（平成23～24年度）〔P28, 30〕</li> </ul>
根拠	広島県土木工事共通仕様書 1-1-20-1 特記仕様書



#### ウ 工事打切り後の不十分な安全確保

内容	工事の打切りにより、道路の路肩に段差がある状態で供用されており、段差のある箇所にはカラーコーンが設置されているものの、特に夜間など、通行に危険な状態となっていた。
工事名等	【西部農林水産事務所呉農林事業所】 ○ 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 道路9期工事 (平成24年度) [P11]

#### エ 不十分な工事写真

内容	工事の着手前及び完成時の写真の撮影地点が異なっており、その対比が分かりにくいものがあった。 また、工事写真からは、工事区間の起点及び終点を明確に確認することができなかった。
工事名等	【西部建設事務所東広島支所】 ○ (主) 志和インター線 道路改良工事 (平成24年度) [P39]

### (3) 検査に係るもの

工事の完成検査において、受注者から納品されるべき資料がそろっていないまま検査を実施していたり、全ての工事目的物の完成を確認せずに、主な工種のみを抽出して検査を実施しているものなどがあった。適正な検査の実施に努められたい。

#### ア 不適正な検査手法

内容	完成検査では全ての工事目的物の完成状況について確認すべきところ、付帯的な工事について検査をしていないものがあった。
工事名等	【西部農林水産事務所呉農林事業所】 ○ 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 管路9期工事 (平成22年度)〔P21〕 【東部農林水産事務所】 ○ 県営中山間地域総合整備事業 神石高原地区 野上線 舗装工事(平成22年度)〔P23〕
根拠	広島県農林漁業土木工事検査要領第5条及び第9条 農林漁業土木工事検査基準

#### イ 不適正な合否判定

内容	検査員が、合否判定のために作成した検査調書に添付された検査内訳書において、「ほぼすべての資料が不完全であり、適切に管理されていたかどうか確認できない」などとして、その判定の主要部分を「否」としながらも、結論としては自らの推察を交えて合格と判定していた。
工事名等	【西部農林水産事務所呉農林事業所】 ○ 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 管路10期工事 (平成22年度)〔P19〕
根拠	広島県農林漁業土木工事検査要領第5条及び第9条 農林漁業土木工事検査基準

#### ウ 不十分なチェック体制

内容	検査員が作成した検査内訳書の主要部分を「否」としながらも、検査員の推察を交えて合格とした事案において、当該工事の検査結果は、所属長、次長等に検査調書の回覧により報告されていたが、その判定結果について十分なチェックが行われていなかった。
工事名等	【西部農林水産事務所呉農林事業所】 ○ 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 管路10期工事 (平成22年度)〔P19〕

## エ 指定職員と異なる職員による検査の実施

内容	平成6年2月10日農政部長通知「工事の請負契約期間が2年以上にわたる場合の年度末の部分払いの取り扱いについて」を根拠に10分の10の部分払を行う場合の出来形検査については、「技術指導検査担当参事」に相当する者が行うべきところ、別の職員が行っていた。
工事名等	<b>【西部農林水産事務所】</b> ○ 県営ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業） 石仏地区 石仏頭首工改修工事（平成23～24年度）〔P5〕

## オ 検査期限の算定誤り

内容	完成検査は、工事の完成通知を受けた日から起算して14日以内に行う必要があるが、誤って、完成通知を受けた日の翌日から起算したため、完成検査が1日遅れて実施されていた。
工事名等	<b>【営繕課】</b> ○ 瀬戸内海国立公園 宮島弥山展望休憩所他 解体工事（平成24年度）〔P34〕 <b>【北部建設事務所】</b> ○ 一級河川 江の川水系 馬洗川 他1河川 河川維持修繕工事（河道浚渫）（平成24年度）〔P43〕
根拠	建設工事請負契約約款第31条第2項 政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針 （昭和25年4月7日大蔵省理財局長）

(4) その他

不適正事案に係る記録の不備

内容	<p>農林水産局の調査において、完成検査日に一部未施工があったとされているが、該当する事務所では、調査は本庁で実施されているとして、その詳細な顛(てん)末や原因の究明などが書面で整理されていなかった。</p> <p>また、完成検査日には未施工であった工事は年度内に完成したと公表している事案について、年度内に完成したことを裏付ける資料は整備されていなかった。</p>
工事名等	<p><b>【西部農林水産事務所 呉農林事業所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 管路10期工事 (平成22年度) [P19]</li><li>○ 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 管路9期工事 (平成22年度) [P21]</li></ul> <p><b>【東部農林水産事務所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 県営中山間地域総合整備事業 神石高原地区 野上線舗装工事 (平成22年度) [P23]</li></ul>

## 2 監査委員意見

### (1) 適正な契約手続の徹底について

(対象：農林水産局及び土木局)

#### ポイント

- ア 標準工期に基づく適切な工期設定を徹底すること
- イ 検査期間の短縮は原則行わないこと
- ウ 契約の変更手続を適正に行うこと
- エ 部分払のあり方について検討を行うこと

#### ア 標準工期に基づく適切な工期設定を徹底すること

農林水産局の発注した工事において、土木局の標準工期と比較すると明らかに短い工期設定がなされ、結果的に翌年度へ繰り越しているものが見受けられた。

工期設定に関して、農林水産局では平成 25 年 1 月、工期設定の適正化の取組として、「適正工期の設定（工期末日は 3 月 14 日まで）」や「適切な繰越予算の計上」などが掲げられたところである。

しかしながら、農林水産局では、治山・林道工事を除いて標準工期に関する明確な定めがなく、工期の設定方法について徹底されていない。

工期は工事の経費積算や執行計画の作成、監督、検査業務の実施等の基になる重要なものであり、契約に際しては適切な工期を設定することが求められる。

とりわけ、短期の工期設定は、工事費の割増しといった経済性に影響を及ぼすものであり、入札参加者の減少等の競争性の確保にも支障を来すおそれがある。

今後は、早急に統一的・客観的な拠り所となる標準工期を定めた上で、適切な工期設定が徹底されるよう努めていただきたい。

#### イ 検査期間の短縮は原則行わないこと

本県では工期の中に検査期間として 14 日間が見込まれているが、農林水産局の発注した工事において、変更契約時に、この検査期間を特記仕様書により 7 日間に短縮しているものが見受けられた。

また、農林水産局では、平成 24 年 10 月に公表した「工事の一部未施工及び二重契約」に係る不適正事案を受けて、同年 12 月に、工期末日を 3 月 14 日までとする取扱いを厳格化することに対する暫定的な対応方針として、真にやむを得ない場合、3 月 15 日以降へ工期を延長するとともに、検査期間を 7 日間に短縮するケースを認める通知（「適切な工期の設定について」（平成 24 年 12 月 28 日農林整備管理課通知））を各事務所に対して行っていた。

しかしながら、事務所において当該対応方針が徹底されておらず、農林水産局が示した対応方針とは異なる工期設定が行われた事案が見受けられた。

本来、検査期間とした 14 日間は県の検査業務を効率的・効果的に行うための必要期間であり、これを短縮することは適正な検査業務を阻害するおそれがある。

また、検査期間を短縮し、工事期間を延長することは、特定の受注者に配慮

をしたことにつながり、公平性を欠くものと言える。

こうした観点から、原則として、検査期間の短縮は認めるべきでないが、仮に、検査期間を短縮する場合にあっては、あらかじめ、どのようなときに検査期間の短縮を認めるかといった判断基準を明確に定めるとともに、その運用は限定的とすべきである。

#### ウ 契約の変更手続を適正に行うこと

土木局が発注した工事において、受注者から県に対して完成通知書が提出された後に、最終的な変更契約を締結しているものが見受けられた。

追加工事等が必要となった場合、まず、書面による指示又は協議を行った後、これに基づく変更契約を締結するのが一般的であり、受注者から完成通知書が提出されるまでに、最終的な変更契約が締結されていなければならない。

また、この事案の完成通知書について、請負代金額の欄を空欄のまま受理し、変更契約を締結した後、県が請負代金額を記入したとのことであった。

そもそも、工事が完成した時点で変更契約後の請負代金額が決まっていないことはあってはならず、一連の変更契約等の手続の過程において、不適切な事務処理に対し十分なチェックがなされていなかったことも問題である。

今後は、適正な契約事務の徹底と内部統制の強化に努めていただきたい。

#### エ 部分払のあり方について検討を行うこと

農林水産局が発注した工事において、その出来形部分に相応する額の 10 分の 10 の部分払が行われているものがあつた。

この部分払は、平成 6 年 2 月に定められた農政部長通知「工事の請負契約期間が 2 年以上にわたる場合の年度末の部分払いの取り扱いについて」に基づくものとされているが、その対象となる工事は、土地改良事業補助金交付要綱による国庫補助金の交付決定が単年度であるものに限られている（P 6 参照）。

部分払を出来形の 10 分の 9 以内を原則とするのは、支払超過により県に損害が及ばないように配慮するものであり、土木局の発注する工事においても、この原則により部分払がなされている。

農林水産局の発注する特定の工事にのみ部分払の特例を適用するこの通知の制定経緯等は定かではないが、改めて部分払のあり方やこの通知の必要性について検討していただきたい。

ポイント

- ア 適正な工事監督に向けた取組を進めること
- イ 工事完成図書等の受理を厳格に行うこと
- ウ 年度内に完成が見込まれない場合等の対応方針を示すこと

ア 適正な工事監督に向けた取組を進めること

農林水産局の発注した工事において、計画どおりに工事が進まなかったため、契約期間の後半に変更契約を締結し、契約金額を減額して工事を打ち切ったものが見受けられた。

工事の進行管理については、受注者から提出される「工事履行報告書」等に基づいて、適宜、現場確認等を行い、途中段階での情報共有・情報整理を図り、必要に応じて受注者や本庁等と協議を行い、問題解決に向けた機動的な対応を行うことが極めて重要である。

工事監督に関して、農林水産局では、新たに「執行ミーティングの実施」や「工事執行状況“見える化”ボードの設置」、「特別指導班の設置」などを掲げ、適正な工事監督・工程管理に向けた具体策が示されたところである。

今後は、これら具体策を現場で実践し、事務所内での情報共有や課題の早期把握とその解決等に努め、適正な工事監督に向けた取組を推進していただきたい。

イ 工事完成図書等の受理を厳格に行うこと

農林水産局及び土木局の発注した工事において、完成通知とともに提出を受けべき工事完成図書が遅れて提出されているものが見受けられた。

受注者は工期の終期日の14日前までに完成通知書を監督職員に提出することになっているため、とりあえず完成通知書だけを提出し、工事完成図書を後日提出するという運用がなされているのではないかと懸念される場所である。

また、受注者から県へ提出される工事写真について、今回の監査全般を通じて、日付が挿入されていないものが多数見受けられた。

現行では工事写真に日付を入れることまでを求められていないが、工事写真は県として工事のプロセスを確認する重要なものであることから、写真に日付を入れることを検討すべきである。

関係機関においては、こうした工事完成図書の重要性を再確認するとともに、約款や共通仕様書に基づいた厳格な受理が図られるよう、受注者に対する指導を徹底していただきたい。

また、工事完成図書について、完成通知書と同時に提出されたものの、図面等の修正のため再提出がなされ、その日付をもって工事完成図書の提出日としたものがあるとの説明があったが、そうした場合は、当初の提出日と再提出日、修正内容など、その経緯を記録・整理しておくべきである。

## ウ 年度内に完成が見込まれない場合等の対応方針を示すこと

適正な工事監督・工程管理の取組の推進が求められる一方で、こうした取組を進めても、様々な事情により、工期末において工事の完成が見込まれない事態が発生し得る。

農林水産局では、工期設定の適正化として、「早期発注，早期完了の徹底」や「適正工期の設定（工期末日は3月14日まで）」、「適切な繰越予算の計上」を掲げているが、これらは現行制度の厳正な運用を求めたものであり、上記のような事態に直面した場合の対応のあり方等については示されていない。

事案ごとに様々なケースが想定されるが、例えば、明許繰越の手続が取られていない場合において工事の完成が見込まれないときは、どのように対応すべきか、事故繰越の可否なども含めて基本的な対応方針を示すことが必要であり、このことが不適正事案の再発防止にもつながる。

なお、現行では工事の打切りとして、減額による変更契約を結んでいるものが見受けられるが、こうした対応には種々の問題点がある。契約である以上、受注者がこれに応じることが前提であり、未施工部分に係る工費用資材などを事前に購入していた場合の取扱いなど協議が整わない事態も想定される。加えて、打切り段階の安全性の確保について言えば、その対応に別途の費用が発生する場合の費用負担も定まっていない。

また、打切りの原因が、受注者の責めに帰すべき事由によるものであれば、約款に基づく「発注者の解除権」の行使についても検討すべきである。

これらの課題についても、明確な考え方や判断基準を示し、本庁と各事務所が十分に連携の上、適切な対応を図られたい。



### (3) 厳格な工事検査と内部統制の徹底について

(対象：総務局，農林水産局及び土木局)

#### ポイント

- ア 工事完成図書等に基づいた完成検査を徹底すること
- イ 適正な検査手法による完成検査を徹底すること
- ウ 完成検査における厳格な合否判定を徹底すること
- エ 工事検査に係るチェック機能の強化に努めること
- オ 検査部門の集約化を検討すること

#### ア 工事完成図書等に基づいた完成検査を徹底すること

工事完成図書の一部が未提出の状況で、県が完成検査を実施している事案が見受けられた。

完成検査については、工事完成図書等に照らし合わせて実施することとされているが、工事完成図書等がないままに完成検査が実施されることは絶対にあってはならない。

今後は、厳格な完成検査の実施に向け、検査員等を対象に、検査制度に関する基礎知識に加え、検査の目的の再確認や上記の事案を踏まえた事例紹介等を内容とする実践的な研修に一層取り組むなど、工事完成図書等に基づいた完成検査を徹底していただきたい。

#### イ 適正な検査手法による完成検査を徹底すること

平成24年度の農林水産局の調査（平成22年度以降に完成検査を行った全ての工事が対象）で、完成検査日に一部未施工であった事案が2件あったが、これらはガードレール等の付帯的な工事であるとして現地確認が行われていないとのことであった。

工事検査については、検査に係る規程や要領等に基づき、工種ごとに定められた箇所等を対象に実施することとされているが、上記の事案では、付帯的な工事を検査対象としないという不適正な検査が実施されていた。

今後は、全ての関係機関において、適正な検査手法に基づいた完成検査を徹底していただきたい。

#### ウ 完成検査における厳格な合否判定を徹底すること

農林水産局の発注した工事において、完成検査の際に合否判定の基として作成された検査内訳書では、「ほぼすべての資料が不完全」、あるいは「チェックシートが作成されておらず、また管理図も不完全」などとして、主要な部分の判定が「否」となっており、工事関係資料に基づいた十分な検査がなされていないにもかかわらず、検査員の推察を交えて合格と判定していたものがあった。

完成検査は、工事関係資料の整備が全て完了していなければ実施しないこととされており、この事案では完成検査を実施したこと自体に問題があった。

一方、土木局では、完成検査後に、検査調書とともに合否判定の根拠となった工事関係書類一式を保管することとしているが、合否判定のプロセスなどが分かりにくいものとなっている。

北海道においては、「工事検査記録簿」という様式を定め、検査員が工種ごとに出来形、品質、出来ばえ、実施状況について検査メモを記載するとともに、その他特記事項も付記することとされており、検査員が行った検査の記録が残されるようになっている（P57 参照）。

今後は、こうした例を参考にするなど、完成検査における合否判定の判断基準を明確にするとともに、その記録を残すことにより、透明性・客観性を高め、厳格な合否判定を徹底していただきたい。

(参考)「北海道建設部土木関係請負工事検査方法書」から抜粋

(工事検査記録簿)

第 10 条 検査員は、当該工事の検査につき、その実測内容や特筆すべき事項を工事検査記録簿（別記様式－1）に記載し、支出負担行為担当者に提出するものとする。

**別記様式－1(検査)**

**工 事 検 査 記 録 簿**

平成 年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

所 属  
検査員 職氏名

Ⓢ

工事番号 \_\_\_\_\_

工事名 \_\_\_\_\_

上記建設工事に係る工事検査を実施しました。

請負人		契約工期 (当初)	平成 年 月 日 ~
請負金額	円 (当初)	(最終)	平成 年 月 日
	円 (最終)	検査年月日	平成 年 月 日
検査種類	工事完成、指定部分、中間 (第 回)、でき形部分等 (第 回)、部分使用		
検査項目	工種・細目	検 査 メ モ	
出来形			
品質			
出来ばえ			
実施状況			
その他特記事項		現場代理人及び主任技術者等	
		立会者名	
			発注者

注1 検査種類の内、該当するものを○で囲むこと。  
注2 検査メモは、実測内容や特筆すべき事項を検査項目別に記載すること。

## エ 工事検査に係るチェック機能の強化に努めること

工事関係資料に基づいた十分な検査がなされていないにもかかわらず、検査員の推察を交えて合格と判定していた事案において、当該工事の検査結果は、検査内訳書が添付された検査調書を回覧する方法により事務所内の所属長、次長等に報告されていたが、その判定結果について議論が行われた形跡はなかった。

年度内に工事を完成することが何よりも優先され、不適正な検査結果を事務所として容認したのか、あるいは内容を十分に吟味せず、書類を形式的に回覧したのかは不明であるが、いずれにしても、チェック体制が機能していなかったことは明らかである。

今後は、検査員がどのように検査を実施し、どのような判断により合否判定を行ったかなどについて、組織として十分な確認を行うことなどにより、チェック機能を強化して厳格な検査の実施に努めていただきたい。

## オ 検査部門の集約化を検討すること

工事検査について、本県では、農林水産局が発注した工事は農林水産局の職員が、土木局が発注した工事は土木局の職員がそれぞれ検査を実施している。

工事代金の額が1億円（広島港湾振興事務所にあつては1億5,000万円）以上の工事については、本庁の検査担当職員が検査を行うこととしているが、その件数は工事全体の1割にも満たない。

工事検査の大半は各事務所で実施されており、検査業務が集中する3月などは、検査専門職員だけでは全ての工事検査を実施することができないことから、所内の他の職員の応援により検査業務を実施している。

これに対し、群馬県では、設計金額2,000万円以上の工事については、検査業務を県土整備部（本県の土木局に相当）に集約し、農政部、県土整備部を問わず、全ての工事検査を県土整備部で実施している。

また、設計金額500万円以上2,000万円未満の工事については、地方機関の統轄組織である総務部県民局に検査業務を集約し、全ての工事検査を実施している（P59参照）。

こうした検査部門の集約化の効果として、スケールメリットを生かした効率的な検査の実施が可能になること、また、検査情報の集約化、検査業務の専門性の向上、職員のスキルアップが図られること、さらに、他局の職員が検査を行うことで、けん制機能が高まることなどが考えられる。

関係局においては、今回の監査結果を踏まえ、こうした例も参考にして、検査部門の集約化について検討していただきたい。

(参考)「群馬県建設工事検査員指定要領」から抜粋

(検査員指定区分)

第2条 工事検査の検査員は次により指定する。

(1) 設計金額 2,000 万円以上（県庁発注土木工事，建築工事及び設備工事については設計金額 500 万円以上）の工事（以下「県庁検査工事」という。）は契約検査課長が指定する。

(2) 設計金額 500 万円以上 2,000 万円未満の工事（県庁発注土木工事，建築工事及び設備工事等を除く）（以下「県民局検査工事」という。）は県民局長が指定する。

(3) 設計金額 500 万円未満の工事（以下「事務所検査工事等」という。）は契約担当者が指定する。

2 指定された検査員は原則として，その発注工事に係る一連の検査を実施するものとする。

(参考)「群馬県の組織（群馬県ホームページ）」から抜粋

※ 「県土整備部 契約検査課」の組織と仕事

部署名	業務内容
契約制度係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設工事の入札・契約制度</li> <li>・ 業務委託の入札・契約制度（建設工事関連委託）</li> <li>・ 総合評価落札方式</li> <li>・ 建設工事の施工体制適正化指導</li> <li>・ 倒産・談合情報</li> </ul>
検査第一係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土木工事の検査及び指導</li> <li>・ 建設工事表彰（知事表彰）</li> <li>・ 建設工事検査基準</li> <li>・ 建設工事監査</li> <li>・ 建設工事検査員の指定</li> </ul>
検査第二係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土木工事の検査及び指導</li> <li>・ 会計検査院の建設工事会計実地検査の連絡調整</li> <li>・ 建設工事表彰（部長表彰）</li> <li>・ 建設工事検査業務研修</li> <li>・ 建設工事安全対策</li> <li>・ 建設工事検査規程</li> </ul>
建築検査係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築・設備・電気・機械工事の検査及び指導</li> <li>・ 建築・設備工事の検査基準</li> <li>・ 建設工事成績評定</li> </ul>

※ 「中部県民局 中部行政事務所」の組織と仕事

部署名	業務内容
総務係	(略)
企画振興係	(略)
産業経済係	(略)
工事検査係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事検査</li> <li>・ 公共事業調整</li> </ul>

#### (4) 不適正事案等を教訓として今後に生かす風土づくりについて

(対象：農林水産局及び土木局)

##### ポイント

不適正事案や監査結果等について問題意識を高め、本庁・事務所が一体となって、不適正事案等を教訓として今後に生かす風土づくりに取り組むこと

農林水産局では、平成 24 年 10 月に判明した不適正事案を契機に、平成 22 年度以降に完成検査を行った全ての工事を対象に執行状況について聞き取り調査を実施したところ、このほかに、2 件が完成検査日に一部未施工であったことが判明した。

また、こうした事案を踏まえ、問題点の検証を行った上で改善策を打ち出し、適正な工事執行に向けた取組が進められているところである。

しかしながら、今回の監査において、該当の事務所に対し、不適正事案の顛(てん)末や原因について改めて説明を求めたが、調査は本庁で実施されているとして明確な説明はなく、本庁と事務所との情報共有が図られていない状況であった。

土木局では、今回の監査において、請求書等の日付が未記入のものがあつたほか、契約金額が未記入の状態で作成通知書を受領し、変更契約を締結後、県において契約金額を記入したとの説明があつた。

これらは、本来、受注者が記入すべきものであるが、該当の事務所では、受注者が県に記入を依頼したものであり、正しく変更金額を記入したとの説明で、こうした手法が不適正事案につながりかねないという問題意識が不足している。

公共工事の適正な執行を確保するため、今一度、職員一人ひとりが問題意識を高めるとともに、本庁・事務所が一体となって、不適正事案や今回の監査結果を教訓として、今後に生かす風土づくりに取り組んでいただきたい。

